

事業活動に伴って出されるごみは、事業者自らの責任で適正処理することが法律で義務づけられています

事業系廃棄物の分け方・出し方

リサイクルするもの

資源物

紙類
段ボール、新聞、雑誌、紙パック、上質紙など
ろうびき段ボールなどはリサイクルできません。

缶類
飲料、食料用のアルミ缶、スチール缶
中身は出し切る。

ガラスびん
ジュース、お酒、ドリンク、コーヒーなど
キャップは取り除き中身を出し切る。

金属類
スチール製ロッカーや机、ストーブ類、1斗缶(中をすすぐ)灯油タンクなど

プラスチック製品
事業所から出る家庭用テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコンはリサイクルが義務づけられています詳しくは購入した家電販売店へご相談ください。

リサイクルできるプラスチック製品は各事業所でリサイクル業者に引取を依頼して下さい。

食べ残し・ちり紙など

産業廃棄物以外のごみを、**事業系一般廃棄物**といい、主に次のようなものです。

生ごみ・調理くず
飲食店・市場・スーパー・事業所などから出るもので、調理くず、茶がら、弁当の食べ残し(中身)など。

加工段ボール
ろうびき段ボールなど

紙くず
ちり紙、写真、リサイクル出来ない紙くずなど

衣類
事務服、作業服、軍手など

その他
シール、割りばし、タバコの吸がら、美容院などからでる髪の毛など。

ガラス・陶磁器製品など

産業廃棄物とは、主に事業活動に伴って出るごみで、法律で定める20種類の廃棄物をいいます。

プラスチック製品
リサイクルできるものは資源物扱いとなります。その他汚れの取れないものや電気器具、建設廃材等は産業廃棄物となりますので適正に処理願います。

ガラス・陶磁器製品
蛍光管、コップ、茶碗、板ガラスなど

木くず・がれき類
解体工事などに伴い発生する木くずやコンクリートの破片を言います。これらは、建設リサイクル法により一定規模以上の工事においては、分別解体、再資源化が義務づけられています。

危険物・有害物質・感染性廃棄物などの適正処理
灯油、ガソリン、農薬、血液の付着したものなど

その他
乾電池、スプレー缶、カーペットなど

動植物性残さ
水産加工業・食品製造業などから出るものに限る

汚泥
工場などから出る泥状のもの、水分を含んだしゅんせつ土など

廃油・廃液
オイル、写真現像液など

処理のお申込み及びお問い合わせ先

事業活動に伴って出るごみの処理を委託するときは、許可業者に処理を依頼して下さい。

一般廃棄物・資源物

名称	住所	電話
金山商店	余市町栄町 254番地	22 2639
後志環境管理(株)	余市町黒川町 10丁目40番地	23 7176
(有)安本商店	余市町黒川町 10丁目65番地	22 3256
(有)エイト産業	余市町美園町 469番地	22 4625
(有)古平清掃社	古平町大字浜町 77番地	42 2762

産業廃棄物

産業廃棄物収集運搬許可業者へ委託して下さい。業者名など詳細については、役場にお問い合わせ願います。(上記5社は産業廃棄物の収集運搬も行います。)

民生部環境対策課

廃棄物グループ

電話 21-2118